

介護保険 住宅改修のてびき

令和6年1月

佐久市 高齢者福祉課

目 次

- 1 制度の概要 . . . P2
- 2 支給申請手続き . . . P6
- 3 住宅改修 Q&A . . . P8

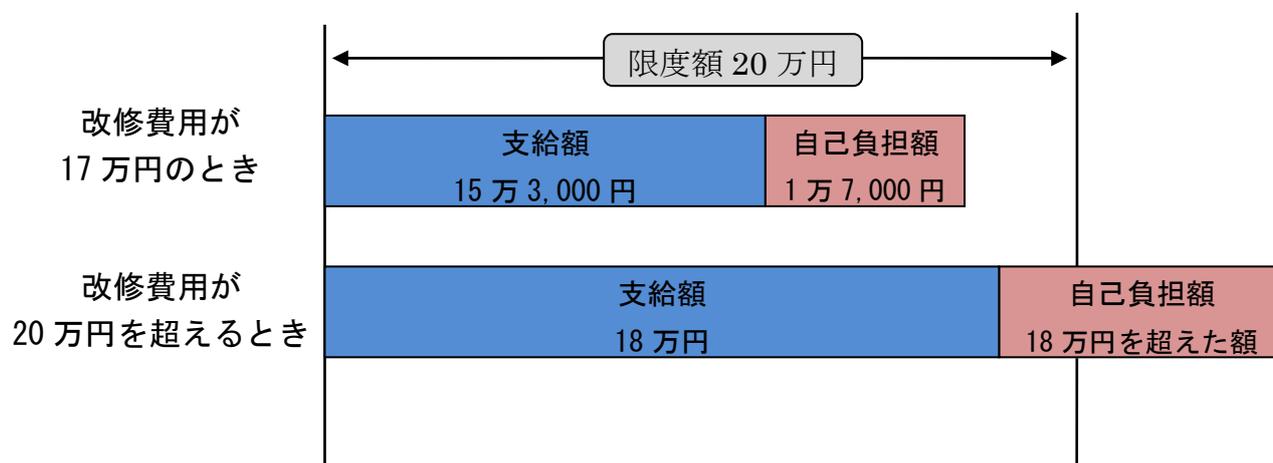
介護保険における住宅改修

制度の概要

介護が必要になっても住み慣れた住宅で在宅生活を送るため、居住している住宅を改修することで高齢者の自立を助け、介護者を支援するような環境を整える事のできる制度です。

対象となるのは厚生労働省が定める種類の住宅改修を行った場合で、佐久市(保険者)が利用者(被保険者)の心身や住宅の状況から必要と認めた場合、**利用限度額を20万円**とし、住宅改修に要した費用の9割(一定以上の所得がある方は8割又は7割)が介護保険から支給されます。

なお、改修費用が20万円を超えた場合、超えた分の費用については全額自己負担となります。



(※自己負担割合が1割の利用者(被保険者)の場合)

対象者

住宅改修の申請ができるのは、以下のすべてに該当する方に限られます。

- 介護保険法における要介護1～5または要支援1～2の認定を受けている方
- 佐久市が保険者である被保険者
- 申請時点で佐久市に住民票がおいてあり、居住している方
- 日常的に在宅で生活をしている方

※以上の条件にすべて該当する方であっても、本人の心身の状態及び住宅の状態について市が審査を行った結果、対象外となる場合があります。

また、改修費用が20万円を超える工事を行う際は、事前に現場や本人の状態を市が確認に伺う場合があります。

対象となる工事

対象となる工事は以下のとおりです。

工 事 の 種 類	対象となる工事の例	対象とならない工事の例
① 手すりの取付け (住宅改修告示第一号)	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。	紙巻器付柵手すり、スライドバー付シャワーフック等、付属の装飾部分。 手すりの老朽化に伴う工事。
② 段差の解消 (住宅改修告示第二号)	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。	持ち運びが容易で取付時に工事を伴わないもの(固定式であること)。 昇降機等、動力により段差解消する機器を設置する工事。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 (住宅改修告示第三号)	居室において畳敷から板製素材・ビニル系素材等へ変更、浴室において床材の滑りにくいものへ変更、通路面において滑りにくい舗装材等へ変更するもの。	畳やカーペットが古くなった、汚くなったからという理由でフローリングに変更する工事。
④ 引き戸への扉の取替え (住宅改修告示第四号)	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取替えるもの。また、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。	扉の老朽化に伴う工事。 網戸等付属、扉の装飾部分。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え (住宅改修告示第五号)	和式便器から洋式便器へ変更するもの。 身体状況によりもともとあった便器の位置や向きを変更する改修。	既存の洋式便器に、便座の暖房機能や洗浄機能を追加するための工事。

<p>その他各工事に対して認められている付帯工事 (住宅改修告示第六号)</p>	<p>① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強</p> <p>② 段差の解消 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>③ 床又は通路面の材料変更 下地の補修・根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備</p> <p>④ 引き戸への扉の取替え 壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤ 洋式便器等への便器の取替え 給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更</p>	
--	---	--

以下の場合、介護保険住宅改修費の対象となりません。ご注意ください。

- ・庭の手入れをするため、縁側から庭への出口の段差を解消する工事
- ・趣味で使用する部屋に手すりを設置する工事
- ・新築住宅の工事、新しく部屋を増築しバリアフリーにする工事
- ・老朽化し、たてつけが悪くなってきた扉を新しいものに変更する工事
- ・住民票登録地以外の一時的に身を寄せている住宅の工事
- ・その他、日常生活の動線に関わらないと思われる工事や、本人の身体状況や家屋の状態から見て不要及び過剰と思われる工事

支払方法・費用について

対象となる住宅改修工事を行った場合、その工事費用の一部が支給されます。
費用の支給は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。

支払方法	
① 償還払い	利用者(被保険者)が工事にかかった費用を工業者に全額支払った後、対象となる分について後日市から払い戻しを受ける方法です。 ※払い戻しについては、利用者(被保険者)本人の口座へ振込となります。
② 受領委任払い	<u>市と契約をしている工業者が工事を行う場合にのみ</u> 選択でき、利用者は一時的にでも全額を支払うことなく、自己負担分のみ工業者に支払います。残りの費用(介護保険給付対象分)については、市が直接工業者に支払います。 ※市と契約している工業者かの確認については、別紙一覧を参考にしてください。

どちらの支払方法でも自己負担額は変わりません。

自己負担額は、工事にかかった費用の1割(あるいは、2割または3割)です。

自身の負担割合については、市から発行された「負担割合証」をご確認ください。

限度額について

過去に介護保険で住宅改修を行い住宅改修費の支給を受けたことのある方でも、工事費の総額(これまでにを行った工事含む)が限度額の20万円以内であれば追加の工事を申請することができます。

また、既に20万円以上の工事を行った人でも、

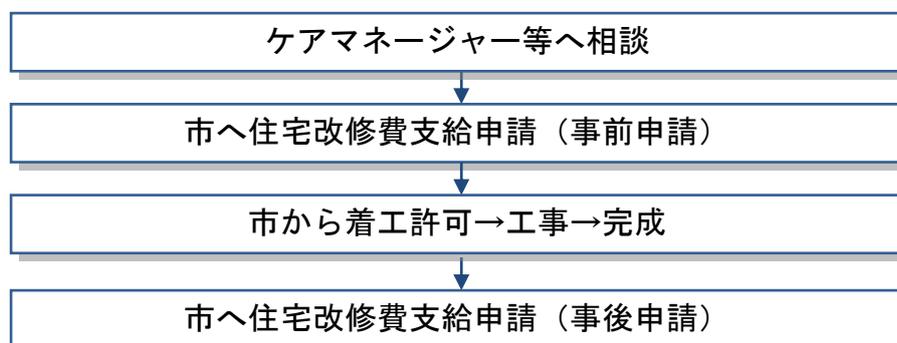
- 転居して住宅が変わった場合
- 最初に住宅改修を行った時と比較して、介護が必要な程度が著しく変化した場合

のいずれかに該当するときは、改めて限度額20万円までの住宅改修費の支給を受けることができます。

自身の負担割合がわからない場合や、過去に住宅改修をしたことがあり限度額の残高がわからない場合等は、市高齢者福祉課にお問い合わせください。

申請の手続き

介護保険の住宅改修には、必ず工事前の事前申請が必要です。



原則として、事前申請前・着工許可前に着工した場合や事前申請の内容と異なる工事をした場合には住宅改修費の支給は受けられませんのでご注意ください。

事前申請に必要な書類

提出書類	備考
① 申請書	署名・押印が必要
② 住宅改修が必要な理由書(二枚)	担当のケアマネージャーが作成
③ 工事内容見積書※1	工事の内容、規模、材料費、施工費、諸経費等が記載されたもの
④ 改修前の状態のわかる写真	撮影した日付がわかるもので、工事内容を記入した写真
⑤ 改修する部分の見取り図	該当箇所の平面図。トイレまでの廊下に手すりを設置する等、動線を示す必要がある場合はその全体がわかるもの
⑥ 住宅改修の承諾書※2	改修する住宅の所有者が本人でない場合のみ添付
⑦ 受領委任払いにかかる委任状※2	受領委任払いを選択している場合のみ添付

①・②・③・⑥・⑦は市ホームページから様式をダウンロードできます。

※1 ③…平成30年8月より標準の様式が設定されます。

※2 ⑥・⑦…備考欄以外の場合は添付不要です。

事後申請に必要な書類

提出書類	備考
① 領収書	宛名が本人のもの
② 請求書(内訳書)	見積書と同様に算出した請求書
③ 改修後の状態のわかる写真	事前申請時の写真と同様、撮影した日付のわかるもの

その他・申請時の注意点等

- 介護保険の住宅改修は、あくまで本人の日常生活動作を支援するためのものです。対象となるのは日常生活のために必要な最低限の改修であり、「日常生活動作の動線に関わらない改修」「古くなったものを新しくするための改修」「見栄えを良くするための改修」等は住宅改修の対象外です。
事前申請後の審査にて、過剰な工事や介護保険の住宅改修の規定に当てはまらない工事(対象外)と認められた場合は不許可となります。
- 住宅改修の理由書については、身体状況や日常動作に困っている、危険があると感じていることについて動作確認を行った上で、明確かつ詳細に記載すること。
- 動作確認はケアマネージャー、施工業者、必要時、PT(理学療法士)、ヘルパー等の立会いのもと、本人に行ってもらってください。
- 住宅改修工事は事前申請後、必ず着工の許可の連絡を受けてから行ってください。着工の許可は担当のケアマネージャーに連絡をします。
- 見取り図や写真等は工事箇所がわかりやすく鮮明に写っているものをご用意ください。改修前の写真は必ず日付及び工事内容が記入されたものを提出してください。
カメラに日付を入れる機能がない場合は日付を記入した黒板や紙等を一緒に写してください。
- 請求書の金額が、事前申請時の見積りの金額と異なる場合には住宅改修費の支給はできません。
費用の増減に関わらず、事前申請の後にやむを得ず工事内容等を変更する場合は工事を行う前に必ず市に連絡をしてください。

その他、制度や工事の内容について不明な点は高齢者福祉課介護保険給付係までお問い合わせください。

佐久市介護保険 住宅改修Q & A

各種法令や告示、通知において規定されている事項や寄せられた問い合わせについての厚生労働省の回答をまとめたものです。制度改正により内容が変更される場合があります。その他、個別の事案については市高齢者福祉課介護保険給付係までお問い合わせください。

○ 手すりの取り付け ○

Q 1. 設置した手すりが老朽化したため手すりを撤去し、同じ場所に新しい手すりを設置する場合は支給の対象となるか。

A 1. 単に手すりが老朽化したとの理由であれば認められません。

Q 2. 本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置のみを変更する必要がある場合は、給付の対象となるか。

A 2. 工賃のみ支給対象となります。

Q 3. 利用者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、支給対象となるか。

また、その際の既存の手すりの撤去に係る費用についてはどうか。

A 3. 利用者の心身状況の変化に起因するものであればともに支給対象となるため、心身状況の変化を理由書に詳しく記載してください。

Q 4. 手すりは、円柱型等の握る手すりのほか、上部が平坦型（棚状のもの）も住宅改修の支給対象となるか。

A 4. 支給対象となります。被保険者によっては握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、身体状況に応じて手すりの形状を選択してください。

○ 段差解消 ○

Q 1. 床段差を解消するため、浴室用にすのこを設置する場合は、支給対象となるか。

A 1. すのこを置くだけでは特定福祉用具販売の取り扱いとなりますが、動かないように固定する等の工事を行った場合は住宅改修の支給対象となります。

- Q 2. 屋外にスロープを設置する場合、幅の制限はあるか。
- A 2. 車いすの通行に適する幅員を考慮し90cmを想定しており、車いすの大きさや種類により1m以内まで対象となります。
- Q 3. 上がり框等の段差の緩和のため、段差を2段にする工事は支給対象となるか。
- A 3. 段差解消として住宅改修の支給対象となります。
- Q 4. 昇降機やリフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。
- A 4. 動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。
なお、リフトについては種類により移動用リフトの項目で福祉用具貸与の対象となるものがあります。
- Q 5. 床の段差解消後の床面に併せて既存の扉の長さの加工（ドアノブの位置の変更を含む）は、床の段差解消の付帯工事の範囲に含まれるか。
- A 5. 段差解消に伴う扉の加工は、段差解消の付帯工事として支給対象となります。
また、扉の加工に比べて費用がかからない場合に限り、段差解消に伴う扉の取替も付帯工事の対象となります。
- Q 6. 居室から屋外に出るため、玄関ではなく掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるか。
- A 7. 玄関にスロープを設置する場合と同様に、段差の解消として支給対象となります。

○ 床材又は通路面の材料変更 ○

- Q 1. 滑りの防止を図るため床材の表面の加工（溝をつける等）やカーペットを張り付ける工事は支給対象となるか。
- A 1. いずれも床材の変更として支給対象となります。なお、あまりに滑りがわるいとつまずき転倒の危険性もあるため、利用者の心身の状態にあった改修になるよう十分に注意が必要です。
- Q 2. 居室においては畳敷から板製床材（フローリング）、ビニル系床材等への変更が想定されるとしているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和がされるもの等）への変

更や、板製床材から畳敷への変更についても支給対象となるか。

A 2. 被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には支給対象となります。

○ 引き戸等への扉の取替え ○

Q 1. 扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。

A 1. 扉そのものを取替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代わる場合は扉の取替として住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きにする場合、ドアノブをレバー式把手にする場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 2. 既存の扉が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り換える場合は住宅改修の対象となるか。

A 2. 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんのでご注意ください。

Q 3. 引き戸から別の引き戸に取り替える工事は対象と支給なるか。

A 3. 間口の拡大を目的とした工事等であれば、扉の取替として支給対象となります。具体的には、車いすが通行できるようにするため二枚引戸を三枚引戸に取り替える工事等が想定されます。

Q 4. 扉の撤去のみ（新しい扉を設置しない）場合は支給対象となるか。

A 4. 扉の開閉が困難な場合は支給対象となります。

○ 洋式便器等への便器の取替え ○

Q 1. 和式便器から洗浄機能が付加された洋式便器への取替は支給の対象となるか。

A 1. 支給対象となります。

Q 2. 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能が付加された便座に取り替えた場合、支給対象

となるか。

A 2. 便器の取替えを住宅改修の対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためであり、洗浄機能のみを目的としてこれらの機能が付加された便座に取り替える場合は、対象となりません。

Q 3. 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは、住宅改修の対象となるか。

A 3. 腰掛便座として、特定福祉用具購入の支給対象となります。

○ その他 ○

Q 1. 家族が大工を営んでいるが、工事を発注した場合、工賃も支給の対象となるか。

A 1. 被保険者が自ら住宅改修の材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外となります。

Q 2. ユニットバスを設置する場合は、支給対象となるか。

A 2. 心身及び住宅の状況により、介護保険の支給対象となる改修の種類を目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分等により価格が算出できる場合に限り、該当部分についてのみ支給対象となります。単にユニットバスを設置する場合は対象となりません。

Q 3. 要介護認定申請中でも住宅改修の事前申請を行うことは可能か。

A 3. 要介護認定申請中であっても住宅改修の事前申請を行うことは可能です。ただし、認定結果が「非該当（自立）」となった場合には支給の対象とはなりませんので、改修費用は全額自己負担となります。一次判定前に住宅改修をする必要のある場合は、申請書に「入院（入所）中・要介護認定申請中の住宅改修費支給に関する承諾書」添付を添付し申請してください。

Q 4. 入院（入所）中でまもなく退院（退所）する予定ですが、住宅改修を申請することはできるか。

A 4. 介護保険で対象となる住宅改修は在宅サービスの範疇であるため入院（入所）中の場合には住宅改修費が支給されることはありません。ただし、利用者の心身の状況

から退院（退所）後の住宅について改めて改修をしておく必要があり、退院の日程が決まっている場合は事前申請を行うことができますが、事後申請は退院（退所）後に行ってください。結果として退院（退所）しなかった場合は支給がされませんのでご注意ください。

退院（退所）の日程が決まる前に住宅改修の申請をする場合は、申請書に「入院（入所）中・要介護認定申請中の住宅改修費支給に関する承諾書」添付を添付し申請してください。

- Q 5.** 要介護者が一時的に子の住宅に身を寄せている場合、子の住宅について介護保険の住宅改修をすることができるか。
- A 5.** 介護保険の住宅改修は現に居住している住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、子の住宅に住所が移されていれば支給の対象となります。（介護保険証に記載の住所地が対象）
- Q 6.** 着工時点では存命でしたが、住宅改修工事完了前に要介護者本人が死亡した場合、給付を受けることができるか。
- A 6.** 本人死亡時までの工事完了部分の経費が給付の対象として申請できます。
- Q 7.** 賃貸アパートの共用部分については住宅改修の支給対象となるか。
- A 7.** 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は当該高齢者の専用の居室内等に限られるものと考えますが、洗面所やトイレや共同となっている場合等当該高齢者の通常的生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修をすることは可能です。賃貸アパート等で住宅改修の申請をする場合は、「住宅改修承諾書（賃貸住宅の場合）」を添付して申請してください。
なお、退去する際の現状回復のための費用は住宅改修の支給対象外です。
- Q 8.** 住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付の対象となるか。
- A 8.** 支給の対象となります。
- Q 9.** 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合に、住宅改修費の支給限度額はどうなるか。
- A 9.** 住宅改修費の支給限度額は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修

費の支給申請をすることができます。ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請をしてください。

Q10. 一度介護保険の住宅改修を行ったが、その後市内で住所変更をして住宅が変わった場合は、新しい住宅において再度住宅改修をすることができるのか。

A10. 住宅改修の限度額は現に居住している住宅にかかる改修費のみを対象としているため、一度住宅改修を行い、給付を受けたあとに別の住宅に転居した場合には改めて限度額 20 万円までの住宅改修費の支給を受けることができます。

(出典 厚生労働省 介護報酬等に係るQ&A v o l . 2、
介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会に関する資料より)